

条 例 の 概 要

前 文

むらの歴史的背景や将来のあるべき姿などを述べるとともに、住民・村長・議員・職員が将来にわたり共有すべき考え方や、自治を実現していくための村政運営の仕組みを具体化し制度として定めることにより、住民が主役となった自治を進めていく意思を明確にしています。

目 的（第1条）

村政運営の基本的な仕組みを定めるとともに、住民をむらづくりの担い手として明確に位置付けし、住民・村長・議員・職員が協働してむらづくりを推進していくことを定め、住民自治の実現を図ることを目的としています。

用語の定義（第2条）

この条例における住民は、佐井村内に在住する個人、村内に事務所を有する法人その他団体を指します。

条例の位置付け（第3条）

この条例を“むらの憲法”として最高規範に位置付けています。

むらづくりの基本理念と目標（第4条～第5条）

★住民自治の実現を図るため、次の事項をむらづくりの基本目標として定めます。

【基本目標】

1. 環境にやさしく、豊かな自然環境と快適な住環境を大切にするむらづくり
2. 先人たちが築いてきた歴史と文化を大切にするむらづくり
3. 福祉を大切にした温かみと安心感が漂うむらづくり
4. 都市住民との交流や地域資源を活かし、経済力を高めるむらづくり
5. 豊かな水産資源のブランド化を推進し、生産性の高い一次産業を発展させるむらづくり
6. 次世代を担う青少年が夢と希望を抱き、元気に活動するむらづくり

むらづくりの基本原則（第6条～第7条）

むらづくりに関する情報を共有し、住民・村長・議員・職員が協働して住民自治の実現に努めることを定めます。

住民の権利、役割及び責務（第8条～第9条）

★住民の権利、役割及び責務を定めます。

- 【住 民 の 権 利】
- ・住民は、むらづくりの主体として、むらづくりに参画する権利があります。
 - ・住民は、村政に関する情報について知る権利があります。
 - ・住民は、法の定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権を有します。

- 【住民の役割と責務】
- ・住民は、むらづくりの主体であることを認識し、積極的にむらづくりに参加し、住民相互の連携に努めます。
 - ・住民は、総合的視点に立ち、むらづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。
 - ・住民は、むらづくりを支える自主的、自立的なコミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めます。

議会の役割と責務（第10条～第11条）

★議会（議員を含む。）の役割及び責務を定めます。

- 【議会の役割と責務】
- ・村の議決機関としての責任を認識し、行政の監視機能を高めるとともに、未来に向けたむらづくりの展望を持ち、住民の生活水準の向上に努めます。
 - ・議会改革に努め、情報公開と住民参加を推進します。
- 【議員の責務】
- ・住民の代表者として議事に参加していることを自覚し、広く村民からの意見を求め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。

村長及び執行機関の役割と責務（第12条～第13条）

★村長及び執行機関（職員を含む。）の役割及び責務を定めます。

- 【村長の役割と責務】
- ・住民の信託に応え、村政の代表者として公正かつ誠実に村政の運営に努めます。
 - ・むらづくりを推進するための人材の育成に努めます。
 - ・住民との協働に必要な企画、調整能力を備えた職員の養成に努めます。
- 【執行機関の役割と責務】
- ・住民がむらづくりに参加する権利を保障するとともに、多様化、高度化する行政要望に適切に対応できる総合的な村政運営に努めます。
 - ・コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、むらづくりにおける住民相互の連携が常に図られるよう努めます。

行政組織と説明・応答責任（第14条～第17条）

★住民に分かりやすい機能的な組織機構を編成し、村政運営の公正の確保・透明度の向上を図ります。

- 【組織機構】
- ・むらづくりや住民の多様な行政要望に柔軟・迅速に対応できる住民に分かりやすく機能的な組織機構の編成に努めます。
- 【審議会等への参加】
- ・審議会等の付属機関及びこれに類するものの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。
- 【説明・応答責任】
- ・村政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政上の意思決定について、説明責任を負い、その内容及び過程を明らかにします。
 - ・住民からの意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答し、その対応記録を作成します。
- 【意見・要望、苦情等への対応のための機関】
- ・住民の権利の保護を図り、村の行政執行により住民が受ける不利益な扱いを簡易迅速に解消するため、不利益救済の機関を置くことができます。

行政の政策活動の原則（第18条～第32条）

★行政活動の質を高めるために必要な制度の確立の運用原則を明らかにします。

- 【総合計画】
- ・計画的な村政運営を図るため、基本構想と基本計画からなる総合計画及び実施計画をこの条例の目的及び主旨に則り策定します。
 - ・重要な計画策定に着手するときは、あらかじめ定める必要事項を公表し、住民へ意見を求めます。
 - ・計画を決定するときは、あらかじめ計画案を公表し、住民に意見を求めます。
- 【情報共有】
- ・むらづくりに関する情報は住民共有の財産であるとの認識に立ち、情報公開に努めます。
 - ・むらづくりに関する意思形成過程を明らかにし、その内容が住民に理解されるよう努めます。
 - ・情報共有を進めるため、各種制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めます。
 - ・むらづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存します。
 - ・個人の権利及び利害が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。
- 【行政評価】
- ・村の仕事について成果目標を設定し、行政評価を毎年実施し、取組みの有効性や効率性を検証します。
 - ・行政の内部評価に加え、住民などによる外部評価を行い、評価の結果を分かりやすく住民に公開します。
- 【財政運営】
- ・毎年度の予算・決算の状況と財政状況について、的確な指標などを用いて住民が内容を具体的に把握できるよう公表します。
 - ・むらづくりに関する事業の予定及び進行状況が明らかになるように、予算の執行計画を定めます。
 - ・村の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めます。

住民投票制度（第33条）

村に関わる重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票制度を実施することができます。

多様な主体との協力（第34条～第37条）

★むらづくりに進めるにあたって、他自治体や国・県等との連携・協力を図ります。

- 【村外の人々との連携】
- ・様々な活動、取組みを通じて村外の人々の智慧や意見をむらづくりに活用するよう努めます。
- 【近隣自治体との連携】
- ・近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してむらづくりに進めます。
- 【広域連携】
- ・他の自治体、国及びその他関係機関と連携し、むらづくりに進めます。

【国際交流及び連携】 ・自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、むらづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めます。

条例制定等の手続（第38条）

むらづくりに関する重要な条例を制定・改廃しようとするときは、住民の参加を図り、住民に意見を求めます。

見直しの継続（第39条）

★この条例は村が定める最高規範であり、今後も必要に応じて点検・見直しを行います。

【検討及び見直し】 ・この条例が村にふさわしいものであり続けているかどうか4年を超えない期間ごとに検討を行います。
・検討の結果を踏まえ、この条例及びむらづくりの諸制度について見直すなどの必要な措置を講じます。